

【公益社団法人全国公民館連合会 平成 26 年度事業計画書】

平成 26 年度の事業展開にあたって
～絆を紡ぎ、人づくり・地域づくりに貢献する公民館をめざして～

はじめに

昨年度は「全国公民館研究集会・ブロック公民館大会のあり方」検討委員会からの答申を具体化するための検討を、精力的に行いました。

具体的には「新方式による大会の開催に係る具体的事項」の 30 項目について洗い出しました。それぞれについて正副会長及び全公連事務局内で幾度となく検討しました。

また、全国のブロック役員会等に意見や要望を求め、それらも参考にしながら、具体案を作成しました。

そこで、本連合会の平成 26 年度事業の推進にあたって、特に留意すべき事柄を幾つか記し、会員各位のご理解とお力添えをお願いする次第です。

〈これからの公民館に求められる基本的な方向性や役割〉を学ぶ

国では、「第 2 期教育振興基本計画」(平成 25 年度～平成 29 年度)を平成 25 年 6 月に閣議決定し、国会に報告しました。

まず公民館に携わる者は、この基本計画を踏まえることが必要です。この基本計画を理解するためには、それに先立って公表された「第 6 期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理」(平成 25 年 1 月／中央教育審議会生涯学習分科会)を合わせて熟読することが有効です。

そこでは、社会教育の振興に係る次の具体的方策 5 項目を「第 2 期教育振興基本計画」の実施期間中に、着実に実施・推進するものとしています。

- ① 絆づくりと活力あるコミュニティの形成に学習活動や体制づくりの推進
- ② 現代的・社会的課題に対応した学習機会及びライフステージに応じた学習機会の充実
- ③ 社会生活を円滑に営む上で困難を有する者への学習機会の充実
- ④ 学習の質保証・向上と学習成果の評価・活用の推進
- ⑤ 生涯学習・社会教育の推進を支える基盤の整備

この議論の整理を受けて、「第 2 期教育振興基本計画」では、教育行政の 4 つの基本的方向性として以下を重視しています。

- ① 社会を生き抜く力の養成

- ② 未来への飛躍を実現する人材の育成
- ③ 学びのセーフティネットの構築
- ④ 絆づくりと活力あるコミュニティの形成

私たちは、この「議論の整理」と「第2期教育振興基本計画」の内容、及びその策定に至る精神に学び、より広く深い視野から社会教育、新しい状況に対応した公民館のあるべき姿の理解を深める必要があります。

そして公民館だからこそできること、公民館だからこそ為すべきことを、より明確にし、人々の絆を紡ぎ、真に安心・安全な地域社会の構築に寄与することです。

〈それぞれの公民館で創意工夫を凝らした特色ある事業・活動〉を推進する

「公民館を取り巻く状況は、厳しい状況にある」との声が全国から寄せられています。一方公民館が地域住民の心の拠り所、日常生活や非常時に最も安心して頼れる館となって、市町村行政や地域住民の強い支援を受けて、大きな存在感を示している公民館も少なくはありません。

それぞれの「公民館の存在感を高める」ことが、今必要です。

それぞれの地域で、それぞれの公民館で、人々が求める活動が積極的に展開されるようにしなければなりません。

そこに住む人々の願いや思いが、具体的に実現できる公民館活動が展開されて、初めて公民館の必要性を実感できます。

東日本大震災以降、公民館に対する社会からの期待や要請は、単なる集いの場、単なる学習の場にとどまらず、以前にも増して多様化してきています。

また、近い将来必ず起こるとされる大地震等に備え、公民館の耐震化等についても、機会を捉えて国への要望を積極的に行って参ります。

今、社会から公民館に求められているものは、正に「公民館力」の向上です。公民館がいつでも、どんな時でも、地域の方々にとって必要不可欠の存在となるよう、次のような公民館づくりに努力します。

- ① 誰もが、ちょっと立ち寄ってみたいくなる、開かれた公民館
- ② 自己向上の願いが叶う、学びを大事にする公民館
- ③ 人づくり・地域づくりに貢献できる、リーダーが育つ公民館
- ④ 互いの絆を実感でき、人の温かさと心配りが滲む公民館

〈公民館組織（全公連・ブロック公連・都道府県公連）の活性化〉に取り組む

それぞれの公民館の活性化には、全公連・ブロック公連・都道府県公連などの全国・地域の公民館組織の充実が不可欠です。

組織がしっかりと機能すれば、必要な情報が適時・適切に入手できるなど、職務遂行に欠かせない資質・能力の向上に役立つ研修会等の参加機会もあり、公民館活動の推進に大いに役立ち

ます。

組織が円滑に機能せず、組織が弱体化することは、公民館活動の停滞、硬直化を来す事につながります。公民館職員が広い視野、先を見据えた洞察力を持って事業や活動を展開することにも支障を来します。

近年、都道府県公連に加盟するための負担金の捻出等が困難な市町村もあり、最低限の組織の維持も困難な状況になっている事例もあり、早急に効果的な対応策を策定・実施する必要性が生じています。

組織の課題を明らかにし、その解決策を皆で実行に移すことが、それぞれの組織の緊急の課題です。「全国公民館研究集会・ブロック公民館大会」の開催も、全ての組織が円滑に機能していなければ開催は不可能です。そこで今年度は、組織の活性化対策に努力を傾注し、全国の公民館事業の充実に努めます。

＜新方式による全国公民館研究集会・ブロック大会開催への円滑な移行＞に努める

上記 2 つの大会は、それぞれ数十年の歴史を刻み、全国の公民館職員や社会教育に携わる多くの方々に有益な研修の機会を提供し、地域の社会教育・公民館活動を推進する上で、大きな役割を果たして来ました。

さらには、各地からの参加者の相互理解や相互交流による公民館情報の共有にも、多くの成果を挙げ今日に至っています。そこで、こうした伝統と歴史を刻んだ大会が、さらに時代の要請に応えられるよう再構築され、より充実した集会・大会となるよう今後も十分な配慮と適切な対応に心がけ、新方式による大会が、従来の大会以上に意義ある大会になるよう努めていきます。

おわりに

今年度は、全公連が公益社団法人に移行して 3 年目を迎えます。公益法人に相応しい組織・事業をと努力を重ねてまいりましたが、為すべきことは多々あります。文部科学省を始め、関係機関・関係団体の皆様の一層のお力添えを賜りながら、本連合会の平成 26 年度事業を積極的に展開してまいります。

I 公民館の充実発展に関する事業

【公民館研究集会・大会等の開催】

この事業は、「全国公民館研究集会」および7地域区分(北海道、東北、関東・甲信越・静、東海・北陸、近畿、中国・四国、九州)ごとの「ブロック公民館大会」を毎年開催している。全国の公民館に勤務する職員等が、毎年総計約6,000名参加し、地域社会の現代的課題への対応などのテーマで事例発表や討議および大学教授等の研究者の講演等を行い、公民館機能を向上させることをもって地域社会の健全な発展を図る。

今年度の開催予定は以下の通り。

《今年の開催予定①(全国公民館研究集会)》

第36回全国公民館研究集会(埼玉県)／平成26年10月16～17日

《今年の開催予定②(ブロック公民館大会)》

ブロック		会期	主会場
東北・北海道	北海道	10/23～24	北海道 北見市
	東北	11/13～14	秋田県 秋田市
関東・甲信越・静		10/16～17	埼玉県 熊谷市
東海・北陸		10/9～10	福井県 福井市
近畿		11/14	大阪府 貝塚市
中国・四国		9/4～5	島根県 松江市
九州		8/28～29	鹿児島県 鹿児島市

※関東・甲信越・静ブロック大会は全国公民館研究集会を兼ねる。

【全国公民館セミナーの開催】

この事業は、各都道府県を代表する公民館長を中心に60～100名ほどが参画し、公民館の機能充実に必要なことを研究協議する。3日間の成果を各地域の公民館の活動にフィードバックすることで、公民館機能を向上させることをもって地域社会の健全な発展を図る。

開催期日／平成27年冬季のうち3日間

開催場所／国立オリンピック記念青少年総合センター

【相談助言・情報発信・連携協力事業の実施】

① 相談助言・情報発信

この事業は、日々の公民館活動のなかで「社会教育法上の適否」や「トラブル回避の方法」「活動事例」「公民館の評価」などを情報発信するとともに個別の照会に対し、電話やインターネットによる相談に対し助言を行う。また、各地の公民館で実施する研修会の開催にあたって、テーマに対応した講師の派遣や、運営に役立つ情報提供などを行い、公民館機能を向上させることをもつ

て地域社会の健全な発展を図る。

② 国・地方公共団体・社会教育団体・機関等との連携協力

この事業は、前記①をより効果的に行うために、国及び社会教育団体振興協議会をはじめとする諸機関・諸団体との連携協力を強化し、それぞれの情報の収集・発信及び公民館等を活用した総合的な社会教育活動を推進することにより、公民館機能を向上させることをもって地域社会の健全な発展を図る。また、耐震化の促進等について、積極的な働きかけを行う。

【地域活動支援事業の実施】

この事業は、都道府県公連で実施している研修などに対して支援をするとともに、その活動状況を発信することによって公民館機能を向上させることをもって地域社会の健全な発展を図る。また、公民館で行う事業を前向きに推進している先駆者の心構えなどを広めるコンテンツの発信を行う。

【公民館広報推進事業の実施】

この事業は、公民館の広報活動の事例を収集・評価を行い、優良なコンテンツを表彰することによって、公民館機能を向上させることをもって地域社会の健全な発展を図る。今年度は地域住民に広報紙を通じた情報提供を担う「公民館だより」について行う。また、歌と音楽での公民館活動への理解を深めるため、レコード会社等と連携のもとで「公民館の歌」の復刻を中心とした音楽メディアの発信を行う。

【「月刊公民館」の発行】

この事業は、地域社会の取組や専門家の論考などを紹介した「月刊公民館」を発行している。今までに「災害に備える取組み」として地域社会での事例紹介や「キャリア教育の実践」「新しい公共」などをテーマとし、公民館機能を向上させることをもって地域社会の健全な発展を図る。当年度において毎月1号ずつ合計12号の発行を予定している。

【専門資料の発行】

この事業は、「指定管理者制度」「よくわかる公民館のしごと」「公民館関係者必携」「みんなに内緒にしておきたい講座づくりのノウハウ」などの専門資料を発行し、公民館機能を向上させることをもって地域社会の健全な発展を図る。今年度は「公民館災害対策」(仮称)を発行し、災害時の物心両面の準備を重点的に公民館機能向上を図る。また、公民館職員の事業の企画力及び広報力の向上に資するため、特色ある公民館事業を映像化するための準備を進める。

【優良公民館職員等表彰事業】

この事業は、他の模範となるような優良な実績を有する公民館職員を表彰すること及び「優良公民館表彰」で文部科学大臣表彰を受賞した公民館に、記念の楯を贈呈及び月刊公民館でその活動を紹介することで公民館関係者の意欲を触発し、力量の向上を促すことによって、公民館機能を向上させることをもって地域社会の健全な発展を図っている。

Ⅱ 公民館総合補償制度に関する事業

【見舞金制度事業の運営】

見舞金制度は、公民館総合補償制度の中で公民館行事参加者等の急性疾病や公民館職員の疾病や業務外のけがに対し死亡弔慰金または入院見舞金を支払う制度であり、更なる利便性の向上に向けて補償内容の拡充を図っていく。また、制度の運営または当会の運営に対して支障ない範囲で適切な給付を実施し、余剰金が生じた場合はその一部を公益目的事業等の財源に充てる。

【災害補償保険等に係る集金事務に関する事業】

公民館総合補償制度の運営にあたり、制度掛金の保険料部分(団体災害補償保険等の保険料)集金事務について引き続き保険会社との間で集金事務委託契約を締結し、請負事業として実施する。当該事業で得られた利益は、公益目的事業の財源に充てる。

Ⅲ その他の事業

【永年勤続職員表彰、功労者表彰及び公連勤続職員表彰の実施】

公民館において長年勤務し、一定の成果をあげた職員を表彰することは、立場を同じくする公民館職員への励みにもなり、同時によき模範となる。この表彰が公民館職員の意欲を触発し、力量の向上を促すことによって、公民館機能が向上することをねらう。

また、都道府県公連における活動の活性化は、本会の目的の達成はもちろん、本会の根幹に関わるため極めて重要視している。都道府県公連に対して功労があった役職員を表彰することにより、その労をねぎらい、連帯意識の向上に資する。